

○奨学金の交付に関する施行細則

平成15年 5月28日

達第1073号

(趣旨)

第1条 日本育英会奨学規程(昭和59年8月29日達第762号。以下「奨学規程」という。)

第4条, 第11条, 第14条及び第15条から第19条まで並びに日本育英会第二種奨学金業務実施規程(平成11年6月7日達982号。以下「業務実施規程」という。)第11条及び第15条から第19条までの規定に定めるほか, 奨学金の交付に関する取扱いについては, この施行細則の定めるところによる。

(通学形態の区分の取扱い)

第2条 奨学規程第4条第1項の通学形態の区分の適用にあたり, 貸与期間の通学形態の変更は, 奨学生が奨学金貸与月額変更願を学校に提出することにより行うものとする。

2 前項の場合の変更後の通学区分に応じた月額 of 貸与は, 自宅通学から自宅外通学に変更する場合には当該変更の事由が生じた月(変更の事由が生じた後1月以上経過後奨学金貸与月額変更願を提出したときは学校に提出があった月)から, 自宅外通学から自宅通学に変更する場合には当該変更の事由が生じた月の翌月(変更の事由が生じたのが月の初日のときはその月)からとする。

3 奨学生が次の者である場合には, 奨学規程第4条第1項の表の備考4及び5にかかわらず, 「自宅外通学のとき」とみなす。

(1) 世帯を構成する2親等以内の親族が, 学者, 障害者, 長期療養者及び20歳未満の兄弟姉妹のみである者

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に基づき都道府県知事から委託された里親又は保護受託者に養育されている児童

(3) 世帯の中で独立して生計を営まざるをえないと学校長が認定した者(既婚者を除く。)

4 奨学規程第4条第1項の表の備考4中「これに準ずると認められるとき」とは, 奨学生の生計を主として維持する者のみが一時的に奨学生を含むその他の家族と別居しているときをいう。

(奨学金の公布日)

第3条 奨学金を交付する日は, 別表の日を常例とする。

(指定金融機関)

第4条 奨学規程第11条第2項及び業務実施規程第11条第2項の規定に基づき本会が指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)は, 次の各号のとおりとする。

(1) 都市銀行, 地方銀行, 第二地方銀行, 信用金庫, 労働金庫の本店又は支店

(2) 郵便局(在学学校の近くに前号の指定金融機関がない場合に限る。)

(転学・編入学の取扱い)

第5条 転学(退学又は卒業せずに他の学校の相当学年に移動することをいう。以下同

じ。)の場合及び編入学(退学又は卒業後に他の学校の修業年限の中途に入学することをいう。以下同じ。)であって奨学生が同一区分(奨学金の貸与を受けることができる期間に関する施行細則(平成14年達第1050号。以下「期間に関する施行細則」という。)第2条の学校の区分をいう。ただし、本細則においては、医学、歯学、獣医学を履修する博士課程及び一貫制博士課程は大学院修士課程又は大学院博士課程に含まず、これらの課程に並ぶ学校区分とする。)の学校に引続き入学する場合は、奨学金の交付を継続することができるものとし、継続交付を希望する者には転学又は編入学後3月以内に継続願を提出させるものとする。

2 前項の場合の奨学金の貸与期間は、期間に関する施行細則第2条第1項及び第3項の規定を準用する。

3 第二種奨学生が高等専門学校、短期大学又は専修学校専門課程を卒業又は修了後大学へ編入学する場合は、前2項の規定を準用する。ただし、奨学生の身分は継続せず新規に採用されたものとして取り扱う。

(留学の取扱い)

第6条 奨学規程第14条第3項本文及び業務実施規程第15条第4項本文の適用に関し、次の各号に掲げる場合は、奨学金の交付を休止するものとする。

- (1) 本会が経済的に支障が無いと判断した場合
- (2) 本会が教育上有益な海外学修でないと判断した場合

2 奨学規程第14条第3項ただし書における「これに準ずる場合」及び業務実施規程第15条第4項ただし書における「会長がこれらに準ずると認める制度」とは、留学経費が国費または国費に準ずるものにより賄われる場合であって、次の各号を含む。

- (1) 国際交流基金アジアセンター
- (2) 最先端分野学生交流推進制度
- (3) 日仏共同博士課程派遣
- (4) ヴルカヌス・イン・ヨーロッパ
- (5) 日本国際教育協会の短期留学推進制度
- (6) 日米教育委員会の留学制度(全額支給の場合に限る。)

3 前項により奨学金の交付を休止する期間は、期間に関する施行細則第2条第1項に規定する過去に奨学金を受けた期間の計算においては、奨学金を交付したものとみなす。

4 奨学規程第14条第3項は、専修学校の奨学生に準用する。

(長期欠席の取扱い)

第7条 奨学規程第15条第1項の長期にわたって欠席したときとは、奨学生が次のすべての要件を備えた者を除き1月以上にわたって欠席した場合をいう。

- (1) 病気その他やむを得ない事由による欠席であること。
- (2) 当該欠席によっても卒業期に影響するおそれがなく、学校長が成業の見込があると認めること。
- (3) 授業料を納入していること。

(復活の始期の取扱い)

第8条 奨学規程第16条及び業務実施規程第16条の規定に基づき奨学金の交付の復活をする場合の復活の始期は、その事由が止んだときとする。ただし、その事由が止んだときから3月以上経過して奨学金交付の復活を願い出たときは、在学学校長に願い出た月から交付するものとする。

(奨学金の交付を終了する時期)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当することにより奨学生の身分を失うこととなった場合は、当該各号に定める月をもって奨学金の交付を終了する。

- (1) 退学 退学した月（退学の日が月の初日の場合は、退学の前月。）
- (2) 死亡 死亡した月（死亡の日が月の初日の場合は、死亡の前月。）
- (3) 辞退 辞退の届出の前に振込んだ月
- (4) 廃止 廃止の処置をした月の前月

2 前項各号の交付を終了する月が貸与の始期と一致する場合は、採用を取消すものとする。

(返還誓約書未提出者の取扱い)

第10条 奨学規程第19条第1項及び業務実施規程節19条第1項に規定する返還誓約書を提出しない者は、奨学金の交付を受けることができない。

附 則

この施行細則は、平成15年5月28日から施行する。

別表

区分	交付日
4月分	4月21日(大学院)
4月, 5月分	5月16日
6月分	6月11日
7月分	7月11日
8月分	8月11日
9月分	9月11日
10月分	10月11日
11月分	11月11日
12月分	12月11日
1月分	1月11日
2月分	2月10日
3月分	3月11日 (3月11日以降の緊急・応急採用者は, 3月下旬)

備考

交付日が第4条に規定する指定金融機関の営業日でない日にあたる時は, その日前においてその日に最も近い当該金融機関の営業日とする。